特定復興産業集積区域若しくは復興産業集積区域等において機械等を取得した 別 事 業 場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域等において機械等を取得した場 合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の 法人名 表 年 度 六 法人税額の特別控除に関する明細書 税額控除に関する規定の該当条1 震災特例法第17条の2・震災特例法第17条の2の2・震災特例法第17条の2の3 事業の内容、適用を受ける資産の所在地等 3 種 令 資 六 構造、用途、設備の種類又は区分 4 産 兀 細 目 5 区 年 月 6 取 得 H 分 以 事業の用に供した年月日 7 後 Щ Щ 終 取 得 価 額 又 は 製 作 価 額 得 法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額 9 事 価 引 改 定 取 (8)-(9) 得 価 額 業 差 額 10 年 人 度 特 别 控 除 額 税 分 当 期 税 額 基 進 額 (10)のうち10%又は6%適用資産の取得価 11 21 $(20) \times \frac{20}{100}$ 同上のうち建物及びその附属設備並びに構 当 期 税 額 控 除 可 22 ((19)と(21)のうち少ない金額) 期 (10)のうち14%又は7%適用資産の取得価 調整前法人税額超過構成額 23 (別表六(六)「8の圏」) 分 当 期 税 額 控 除 同上のうち建物及びその附属設備並びに構 24 築物に係る額 (22) - (23)(11)及び(13)の資産以外の資産の取得価額 差引当期税額基準額残額 の合計額 ((10)の合計)-(11)-(13) 繰越税額控除限度超過額 期 同上のうち建物及びその附属設備並びに構 (31の計) 築物に係る額 同上のうち当期繰越税額控除可能額 $((11) - (12)) \times \frac{10}{100} + (12) \times \frac{6}{100}$ 17 ((25)と(26)のうち少ない金額) 調整前法人税額超過構成額 $((13) - (14)) \times \frac{14}{100} + (14) \times \frac{7}{100} +$ (別表六(六)「8の②」) $((15) - (16)) \times \frac{15}{100} + (16) \times \frac{8}{100}$ 分 度 当期繰越税額控除額 分 (27) - (28)税 額 控 除 限 度 額 19 (17) + (18)人 税 額 の 特 別 控 除 額 洪 30 法 税 額 (24) + (29)20 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」) 캪 除 度 超 캪 越 前期繰越額又は当期税額控除限度額 当 期 控 除 可 能 額 業 年 (31) - (32)31 32 33 外 外 外 外 外 (27) 計 (19)(22)外 当 期 合 計 機 械 設 等 0 概 要